

専任を要する主任技術者の兼務について

履行確保に関する基準第 3 条第 2 項第 1 号で定める専任を要する主任技術者の兼務については、次のとおり取り扱うこととします。

- 1 専任を要する主任技術者が兼務できる工事は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
具体的には、「発注業種が同一の工事」とする。
【例】土木工事（道路舗装工事・一般土木工事・下水道施設工事）、造園
建築工事、電気工事、給排水衛生設備工事、空調工事、一般塗装、防水 等
 - (2) 工事現場が近接した場所である工事
具体的には、「施工場所が葛飾区内の工事」とする。

なお、工事仕様書において、他工事との主任技術者の兼務が認められないとの記載がある工事は対象としない。

- 2 兼務にかかる申請手続きについて
請負者は、契約締結後、技術者配置届提出時に、別紙の兼務通知書に必要事項を記載し、兼務を行う各工事主管課へ提出を行うこと。
- 3 その他
 - (1) 他発注者による工事と兼務する場合については、各発注者において兼務が認められる必要があることに注意すること。
 - (2) 本取扱いは、元請業者が配置する技術者にのみ適用されるものであることに注意すること。
 - (3) 本取扱いは主任技術者にのみ適用するもので、監理技術者には適用されないことに注意すること。